

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について

公開日 2012年12月04日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第1項

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第3号ハ

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号

3 規則等の制定日

平成24年12月4日（火曜日）

4 結果公示の日

平成24年12月4日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

他の法令の制定（道路管理者が行う高さ制限 4.1メートルの道路指定）に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。

7 規則等の概要

四国横断自動車道（中土佐IC～四万十町中央IC）の延伸供用に伴う積載物の高さ制限を4.1メートルとする指定道路「高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番1から高岡郡四万十町平串字高尾994番6まで」（四国横断自動車道）及び「高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番3から高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで」（県道四万十町東インター）の追加

（施行日 平成24年12月9日）

8 参考資料

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）

別添のとおり

9 担当課・連絡先

高知県警察本部刑事部組織犯罪対策課

TEL：088－826－0110（内線4554）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第14号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 四国横断自動車道の項中「高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番1」を「高岡郡四万十町平串字高尾994番6」に改め、同表中

「

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
---------	----------------------------------

」

を
「

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
県道四万十町東インター	高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番3から高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年12月9日から施行する。